

第11回定時株主総会招集ご通知に際しての 電子提供措置事項

業務の適正を確保するための
体制及び当該体制の運用状況
株主資本等変動計算書
個別注記表

(自 2024年1月1日 至 2024年12月31日)

上記事項につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、書面交付請求をいただいた株主様に対して交付する書面（電子提供措置事項記載書面）への記載を省略しています。

株式会社シンカ

業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

イ. コーポレート・ガバナンス

イ) 取締役及び取締役会

取締役会は、法令及び定款に則り、経営の重要事項を決定し、取締役の業務執行を監督する。当社の取締役は、原則として月1回の定時取締役会を開催し、緊急議案発生場合には、速やかに臨時取締役会を開催し、迅速な経営判断ができる体制を構築する。

ロ) 監査役及び監査役会

i. 監査役は、法令の定める権限を行使するとともに、会計監査人及び内部監査人と連携して、「監査役会規程」、「監査役監査基準」、及び「内部統制システムに係る監査の実施基準」に則り、取締役の職務執行について監査を実施する。

ii. 監査役会は、原則として月1回開催し、必要ある場合は随時開催する。

ハ) 内部監査

当社の業務全般にわたる管理・運営の制度及び業務遂行状況を検証・評価するため、内部監査に関する基本的事項を「内部監査規程」に定め、内部監査を実施する。

ロ. コンプライアンス

イ) 当社における企業倫理の確立ならびに取締役及び使用人による法令、定款及び社内規程等の遵守の確保を目的とした「コンプライアンス規程」を定め、その目的達成のため諸施策を講ずる。

ロ) リスク・コンプライアンス委員会は、コンプライアンスに関する重要な事項を報告、審議するとともに、当社におけるコンプライアンスの遵守状況について監督する。

ハ) コンプライアンスの所管部署であるコーポレート・サポート部は、法令等遵守体制の整備及びその遵守状況

を監督するとともに、コンプライアンス意識を徹底・向上させるために、取締役及び使用人に対してコンプライアンスの教育・研修を継続的に実施する。

二) 内部通報制度を導入し、社内の不適正な行為または不祥事の実態等の未然防止並びに早期発見及び迅速かつ効果的な対応を図るとともに、コンプライアンスに関する使用人の声を経営に反映させる。

ホ) コンプライアンス違反等の行為が発見された場合には、コンプライアンス規程等に従

い、外部専門家と協力する等、適正な対応に努める。

へ) 当社が行う業務に係る顧客等からの苦情等の処理については、「クレーム管理規程」を定め、その迅速かつ適正な解決を図る。

ハ. 反社会的勢力対策

市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力とは一切の関係を遮断するとともに、これら反社会的勢力に対しては、警察等の外部専門機関と緊密に連携し、全社を挙げて毅然とした態度で対応する。その対応として、「反社会的勢力対策規程」等を定め、反社会的勢力との関係を遮断する。

二. 財務報告の信頼性

財務報告に関する内部統制を整備し、財務報告の信頼性を確保する。

② 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

イ. 取締役の職務の執行に係る重要文書（電磁的記録を含む。以下同じ。）及びその他の重要な情報に関して、「文書管理規程」、「情報セキュリティ管理規程」等を整備し適切に保存・管理する。

ロ. これら重要文書やその他の重要な情報に関して、必要に応じて取締役及び監査役が閲覧可能な状態で管理する。

③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. リスク管理は、「リスク管理規程」に基づき、当社として一貫した方針の下に、効果的かつ総合的に実施する。

ロ. 当社の業務に内在するリスクを把握し、評価したうえで、具体的なリスク削減策等、及び当該リスク削減策等が有効に機能しているかどうかについてのモニタリングを実施する。

ハ. リスク管理の所管部署であるコーポレート・サポート部は、リスク管理が体系的かつ効果的に行われるよう必要な支援、調整、及び指示を行う。

二. リスク・コンプライアンス委員会は、リスク管理に関する重要な事項を報告、審議するとともに、当社におけるリスク管理の状況について監督する。

④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

イ. 取締役は、「業務分掌規程」、「職務権限規程」、「稟議規程」等に基づき、重要性に応じた意思決定ルールに従うことで、意思決定の迅速化を図り、効率的に職務を執行する。

ロ. 毎月、定時取締役会を開催し、業務執行にかかわる重要事項の意思決定並びに取締役の経

営計画に基づいた業務執行状況を監督する。

ハ. 中期経営計画、年度予算等を策定し、その進捗状況を定期的に検証し、対策を講ずることを通じて効率的な業務の執行を図る。

⑤ その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査役は業務執行状況を把握するため、必要に応じ重要な会議に出席できる。

ロ. 当社の取締役及び使用人は、監査役から業務執行について報告を求められた場合、または当社経営に著しく影響を及ぼす重要事項やコンプライアンス違反等の事実が生じた場合には、定められた諸規程等に則り、速やかに監査役に報告する。また当該報告を行った者に対し、当該報告を行ったことを理由として、不利な取り扱いを行うことを禁止し、これを周知徹底する。

ハ. 監査役は代表取締役、内部監査人、及び会計監査人と定期的な情報・意見交換を行う。

二. 内部監査及び会計監査人の行う監査の結果とその改善状況は、監査役及び監査役会に報告される。

ホ. 必要に応じ、監査役の職務を補助する使用人を配置し、当該使用人は監査役の指揮・命令に服し、人事異動、処遇の変更については監査役の同意を要する。

ヘ. 監査役がその職務の執行のために費用の前払又は償還等の請求をしたときは、当該請求に係る費用又は債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに処理するものとする。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① 内部統制システム全般に関する取り組み

イ. 当社グループの取締役及び監査役（以下、「役員」）及び使用人が行動するに際しての判断のよりどころとなる行動規範、及び必要となる社内規程を策定し、イントラネットに掲載するとともに、これらに変更があった場合には社内説明会を実施することにより、周知徹底を図っています。

ロ. 取締役会及び監査役会は原則として月1回開催するとともに、必要に応じて臨時取締役会及び臨時監査役会を開催することにより、必要に応じて迅速な経営判断や監査対応を行っております。

ハ. 会社の業務の適切性や効率性を検証するために内部監査担当が年度内部監査計画を策定

し、それに準拠して内部監査を実施しております。

二. 月次で開催される全体会議において、コーポレート・サポート部長は、コンプライアンスや内部統制上特に重要な事項（稟議に関する事項や個人情報に関する取扱い、内部通報制度の紹介、ハラスメントに関する事項、反社会的勢力の排除など）について、役員（社外役員除く）及び使用人の全てに対して継続的な注意喚起を行っております。

② コンプライアンスに関する取り組み

イ. 定期的にはリスク・コンプライアンス委員会を開催し、全社的なリスクやコンプライアンス上のトピック、及び潜在的な懸念について協議を行い、社内周知を図っております。

ロ. 反社会的勢力との関係遮断について規程に定め、イントラネットに掲載しています。また、月次の全社会議で役員（社外役員除く）及び使用人の全てにその概要を説明し、継続的な周知徹底を図っております。

③ リスク管理に関する取り組み

イ. 定期的にはリスク・コンプライアンス委員会を開催し、全社的なリスクやコンプライアンス上のトピック、及び潜在的な懸念について協議を行い、社内周知を図っております。

ロ. 部長以上の使用人及び常勤役員で構成される執行役員部長会にて、経営に対する影響が僅少ではない新規施策等について議論を行い、新規案件実施前にリスクの評価及びリスク対応等の検討を行っております。また、必要に応じてこうした施策の経過についてモニタリングを行い、執行役員部長会で報告を行っております。

ハ. 経営に対する影響が重要な新規施策等については、その具体的基準を取締役会規程及び職務権限表にて規定しております。これに準拠して重要な新規施策等について取締役会で決議又は報告を行うことで、適時にリスク評価及びリスク対応の検討を行っております。

④ 職務執行の効率性の確保に関する取り組み

イ. 当社の経営理念やミッション・ビジョン・バリューを明文化し、これをホームページに掲載するとともに、それを踏まえて会社として目指すべき姿を検討しております。また、それを基に中期経営計画や年度予算を定め、到達目標を明確にして共有しています。さらに、各部門及び使用人はこれらの達成に向けて各々の目標を設定することで、より適切かつ効率的な業務執行に努めています。

ロ. 業務分掌や職務権限を明確にすることにより、各部門や各役職における業務執行の適正化と効率化を図っています。

ハ. 取締役会において重要な経営方針や経営戦略等について協議し、それを執行役員部長会で共有することで、取締役及び使用人の共通認識を形成することにより、その職務執行の効率化を図っています。

⑤ 当社監査役による監査の適正性確保に関する取り組み

イ. 監査役は、当社の重要な会議体に出席しており、取締役及び使用人が会社経営及び事業運営上の重要事項並びに職務遂行状況等に関し当該会議体を通じて監査役会へ報告しているほか、社内稟議へのアクセス権限を持っており、この回覧を通じて業務執行に関わる報告を行っております。

ロ. 監査役に対して報告を行った者が不利な取り扱いを受けることを禁止しており、これを周知徹底しています。

ハ. 監査役は代表取締役と定期的な情報交換を行うとともに、内部監査担当者及び会計監査人とも定期的なミーティングを行っており、会社の事業や経営上重要な情報を収集し、適宜意見交換を行い、緊密な連携を図っています。

二. 監査役の職務の執行について生じる費用の前払や償還等の請求に関する規程を整備し、当該費用をこれに基づいて処理しています。

株主資本等変動計算書

(2024年1月 1 日から
2024年12月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本					
	資 本 金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		株主資本合計
		資 本 準 備 金	資 本 剰 余 金 計 合	そ の 他 利 益 金 剰 余 金 繰 越 利 益 金 剰 余 金	利 益 剰 余 金 計 合	
当 期 首 残 高	99,000	412,625	412,625	△119,686	△119,686	391,938
当 期 変 動 額						
新 株 の 発 行	283,562	283,562	283,562	－	－	567,124
新株の発行（新株予約権の行使）	1,437	1,437	1,437	－	－	2,875
当 期 純 利 益	－	－	－	16,073	16,073	16,073
当 期 変 動 額 合 計	284,999	284,999	284,999	16,073	16,073	586,073
当 期 末 残 高	383,999	697,625	697,625	△103,613	△103,613	978,011

	純 資 産 合 計
当 期 首 残 高	391,938
当 期 変 動 額	
新 株 の 発 行	567,124
新株の発行（新株予約権の行使）	2,875
当 期 純 利 益	16,073
当 期 変 動 額 合 計	586,073
当 期 末 残 高	978,011

(注) 金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記

(1) 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品

移動平均法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下による簿価切下げの方法により算定）によっております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法によっております。ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物（建物附属設備） 10年～18年

工具、器具及び備品 3年～15年

② 無形固定資産（リース資産を除く）

・ 自社利用のソフトウェア

社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

・ その他の無形固定資産

定額法によっております。

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

(4) 収益及び費用の計上基準

当社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における履行義務の内容及び当該履行義務を充足する通常の時点（収益を認識する通常の時点）は以下のとおりであります。

まず、「カイクラ」を利用するためには、アダプターをカイクラユーザーの拠点に設置する必要があり、これに関する料金を初期料金として請求します。この設置業務については、アダプターをカイクラユーザーの拠点に設置し、それが完了した時点において履行義務が充足されると判断していることから、設置工事が完了した時点で収益を認識しております。

また、固定電話への入電のポップアップ機能や通話録音などの機能については、インターネットを経由して継続的にサービスを提供し、その利用料金を月額利用料金としてカイクラユーザーから収受しております。これについては、「カイクラ」サービスの提供期間にわたって収益を認識しております。

さらに、SMSなどの従量制サービスについては、インターネットを経由して継続的にサービスを提供し、その利用量に応じた料金をカイクラユーザーから収受しております。これについては、従量制サービスの提供時点で収益を認識しております。

2. 会計方針の変更に関する注記

該当事項はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

該当事項はありません。

4. 会計上の見積りに関する注記

繰延税金資産の回収可能性

- (1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

繰延税金資産9,864千円

- (2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

① 算出方法

「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（企業会計基準適用指針第26号）に基づき、将来減算一時差異及び税務上の繰越欠損金に対して、将来の収益力に基づく課税所得及びタックス・プランニングにより繰延税金資産の回収可能性を判断しております。課税所得の見積りは、将来の見通しを考慮した中期経営計画を基礎としております。

② 主要な仮定

課税所得の見積りの基礎となる将来の中期経営計画における主要な仮定は、獲得ユーザー数、売上単価及び月次解約率の予測に基づく売上高の見込みであります。この仮定は、収益力増加のための広告宣伝及び販売促進施策の期待効果、過去の実績、顧客の市場動向等を反映しております。

③ 翌事業年度の計算書類に与える影響

主要な仮定である売上高の見込みは、将来の不確実な経営環境及び当社の経営状況の影響を受けます。したがって、実際の課税所得の発生時期及び金額が見積りと異なった場合には、翌事業年度の計算書類において認識する繰延税金資産の金額に重要な影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

当社は、運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行3行と当座貸越契約を締結しております。これらの契約に基づく当事業年度末における当座貸越契約に係る借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	330,000千円
借入実行残高	90,000千円
差引額	240,000千円

6. 株主資本等変動計算書に関する注記

- (1) 当事業年度の末日における発行済株式の種類及び数
普通株式 3,164,320株
- (2) 当事業年度の末日における自己株式の種類及び数
普通株式 一株
- (3) 剰余金の配当に関する事項
該当事項はありません。
- (4) 当事業年度の末日における新株予約権（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）の目的となる株式の種類及び数
普通株式 370,840株

7. 金融商品に関する注記

- (1) 金融商品の状況に関する事項

- ① 金融商品に対する取組方針

資金計画に照らし必要な資金を第三者割当増資または銀行借入により調達しております。また、資金運用に関しては安全性の高い預金等に限定し、投機的な取引は行わない方針であります。

- ② 金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である売掛金は、顧客の信用リスクに晒されていますが、取引先ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握と早期回収を図っております。

借入金には主に運転資金の調達を目的としたものであり、償還日は決算日後、1年以内であります。

- ③ 金融商品に係るリスク管理体制

信用リスク（取引先の契約不履行等に係るリスク）の管理

当社は決済代行会社に業務を委託するとともに回収遅延債権については個別に把握及び対応を行う体制としております。

資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理

当社は財務担当部署が適時に資金計画を作成・更新するとともに手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

- ④ 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することもあります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

現金及び預金、売掛金、買掛金、短期借入金、未払金並びに未払法人税等は、現金であること、及び短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似するものであることから、記載を省略しております。

(注) 1. 金銭債権の決算日後の償還予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
現金及び預金	972,053	—	—	—
売掛金	85,525	—	—	—
合計	1,057,578	—	—	—

2. 短期借入金の決算日後の返済予定額

	1年以内 (千円)	1年超 5年以内 (千円)	5年超 10年以内 (千円)	10年超 (千円)
短期借入金	90,000	—	—	—
合計	90,000	—	—	—

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産

繰越欠損金 280,825千円

減価償却費 2,869千円

未払賞与 2,639千円

その他 5,823千円

繰延税金資産小計 292,158千円

評価性引当金 △282,294千円

繰延税金資産の純額 9,864千円

9. 関連当事者との取引に関する注記

(1) 関連当事者との取引

該当事項はありません。

(2) 親会社又は重要な関連会社に関する注記

該当事項はありません。

10. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

当社は、サイクル事業を営む単一セグメントであり、主要な顧客との契約から生じる収益を分解した情報は、以下のとおりであります。

(単位：千円)

	当事業年度 (自 2024年 1 月 1 日 至 2024年12月31日)
初期売上	190,532
月額売上	871,850
従量課金売上	164,620
その他売上	5,215
顧客との契約から生じる収益	1,232,218
その他の収益	—
外部顧客への売上高	1,232,218

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記」の「(4)収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当事業年度及び翌事業年度以降の収益の金額を理解するための情報

①顧客との契約から生じた契約負債の残高

	当事業年度
契約負債（期首残高）	14,573千円
契約負債（期末残高）	28,761千円

契約負債は主に月額売上に関する前受金であります。当該契約負債は、「サイクル」サービスの提供時期が到来した段階で収益として認識され、取り崩されます。

当事業年度に認識された収益のうち、期首現在の契約負債残高に含まれていた額は、14,573千円であります。

②残存履行義務に配分した取引価格

当社は、残存履行義務に配分した取引価格について、当初に予想される契約期間が1年を超える重要な契約がないため、記載を省略しております。

11. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たりの純資産額	309.07円
(2) 1株当たりの当期純利益	5.27円

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. その他の注記

該当事項はありません。